

役割	法第21条第1項に規定されている業務に係る機能
	1. 資金分配団体への助成・貸付及び民間公益活動を行う団体への貸付けの適正な実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に解決すべき社会の諸課題の決定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金分配団体や民間公益活動を行う団体に対し、資金支援を行う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ非資金的支援を伴走型で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に最適な資金分配団体の決定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間公益活動に係る事業が適正な遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。</li> <li>・我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支える「インキュベーター※1」及び「アクセラレーター※2」の役割を担う。</li> <li>・民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション創出、革新的手法の開発・普及</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠預金等活用のシステム全体の評価、検証</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。</li> </ul>	2. 研究・調査機能
<h3>役割</h3>	3. プロモーション機能
<h3>役割</h3>	<h3>審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的なモニタリング</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「知の構造化センター※3」機能</li> <li>・情報提供機能</li> <li>・人材育成・研修機能</li> </ul>

※1 事業が軌道に乗るまでの間、資金調達に係る支援や経営支援・技術支援などを併せて行う主体

※2 既にある企業の事業を加速度的に成長・加速させるために必要な資金投資やサポートを行う主体

※3 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつける。